

## 32・12 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

制 定 平成 26 年 12 月 3 日

最終改正 平成 29 年 11 月 22 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部（以下「本学」という。）において行われる研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適切な対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の教員、職員及び学生等をいう。以下同じ。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験結果を偽造することをいう。）、改ざん（研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。）又は盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。）
- (2) 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿
- (3) 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ
- (4) 研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権、プライバシーその他の権利利益への侵害
- (5) その他本学の研究者（助手、大学院生を含む。）として、行動規範に著しく反する行為
- (6) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 前項の第 1 号の「不正行為」に該当し、競争的資金等を受けている研究の場合は、これを「特定不正行為」という。

3 本学の構成員が本学に在職又は在学する前に、前 2 項に該当すると思われる行為を行ったことが判明した場合にも、本規程を適用できることとする。

(本学構成員の責務)

**第 3 条** 本学構成員は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 本学構成員は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

- 3 本学構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(総括及び処理)

**第4条** 不正行為に係る調査、審理及び認定並びに裁定は、本学研究者倫理委員会規程(平成26年12月3日制定)に規定する研究者倫理委員会の委員長(以下「研究者倫理委員会委員長」という。)が総括し、研究者倫理委員会が処理する。

(窓口)

**第5条** 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

- 2 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、研究者倫理委員会委員長をもって充てる。これとは別に、外部の機関に業務委託することができることとする。

- 3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正行為に係る申立ての受付け及び学長への報告
- (2) 不正行為に係る申立て及び提供された情報の整理
- (3) 第13条に規定する異議申立ての学長への取次ぎ
- (4) 第6条第2項のただし書きにおいて氏名の秘匿を希望した申立者への認定結果の通知

(不正行為に係る申立て)

**第6条** 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、申立者の氏名、研究活動上の不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

- 4 学長は、窓口の申立てがあった旨の報告があった場合は、当該申立てに係る部局の長に、その内容を通知するものとする。

- 5 申立て窓口は、申立て及び通報が郵送による場合など、当該申立てが受付けられたかどうかについて申立者が知り得ない場合には、申立てが匿名である場合を除き、申立者に受付けた旨を通知するものとする。

(申立ての相談)

**第7条** 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、申立ての是非や手続について疑問がある者は、申立て窓口にて相談することができる。

- 2 申立ての意思を明示しない相談があったときは、申立て窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して申立ての意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認められたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(申立て窓口の職員の責務)

**第8条** 申立ての受付に当たっては、申立て窓口の職員は、申立者の秘密の遵守その他申立者の保護を徹底しなければならない。

- 2 申立て窓口の職員は、申立てを受付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないような措置を講ずるなど適切な方法で実施しなければならない。

(職権による調査)

**第9条** 学長は、申立てがあった場合、当該行為に係る調査の開始を研究者倫理委員会に命ずる。

- 2 学長は、前条の窓口への申立てが無くても、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究者倫理委員会に命ずることができる。

(予備調査)

**第10条** 研究者倫理委員会は、前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施し、30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。

- 2 研究者倫理委員会は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。
- 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 研究者倫理委員会の委員のうち研究者倫理委員会委員長が指名した者若干名
  - (2) その他研究者倫理委員会が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会の議長は、前項第1号の委員のうち研究者倫理委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して次の措置を取ることができる。

- (1) 関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出及び関係者へのヒアリング
  - (2) 本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等の保全
- 7 予備調査委員会は、申立てされた行為が行われた可能性、申立ての際に示された科学的理由の論理性、申立て内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 8 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を研究者倫理委員会に報告しなければならない。
- 9 研究者倫理委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を認定し、その結果を申立者及び調査対象者（第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。）に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 10 申立てがなされる前に取下げられた論文等に対してなされた申立てについての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査)

**第11条** 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、研究者倫理委員会は、30日以内に本調査の実施を開始しなければならない。

- (1) 開始にあたり、当該事案に係る調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関等及び関係省庁に報告し、協議しなければならない。
  - (2) 調査の過程で、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
  - (3) 調査の終了前及び完了前であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 2 研究者倫理委員会は、本調査を実施するために調査専門委員会を置く。
- 3 調査専門委員会は、調査の委員の氏名や所属を申立者及び調査対象者に示すものとし、申立者及び調査対象者は、本調査を開始する前日までに異議申立てができるものとする。
- 4 調査専門委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 5 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- (1) 研究者倫理委員会の委員のうち研究者倫理委員会委員長が指名した者若干名
  - (2) その他研究者倫理委員会が必要と認めた者

- 6 調査専門委員会の委員長は、前項第1号の委員のうち研究者倫理委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 7 調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 関係者からの事情聴取
  - (2) 関係資料等の提出又は閲覧、現地調査
  - (3) 調査対象者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停止
  - (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 8 調査専門委員会は、本調査の結果を本調査開始後150日以内に、研究者倫理委員会に報告しなければならない。
- 9 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を受けたのち、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

(審理及び認定)

**第12条** 研究者倫理委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し、認定を行う。

- 2 研究者倫理委員会は、認定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 3 研究者倫理委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 研究者倫理委員会は、第1項の認定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知する。また、告発等の受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書、もしくは同期間内に調査が完了していない場合については中間報告書を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。また、同対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(不服申立て)

**第13条** 申立者及び調査対象者は、前条の認定の結果に不服がある場合は、窓口を通じ、学長に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、所定の不服申立書を窓口に出すことにより行わなければならない。
- 3 第1項の不服申立ては、原則として、認定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。
- 4 学長は、申立者から不服申立てがあったときは調査対象者に対して通知し、調査対象者から不服申立てがあったときは申立者に通知するものとする。  
(不服審査委員会)

**第14条** 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、30日以内に不服審査委員会を設置し、審査を開始するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。

- 2 不服申立ての審査は、不服審査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、または不服審査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、不服審査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 不服審査委員会は、前条の不服申立てをもとに、研究者倫理委員会の認定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について認定し、その結果を学長に報告するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告しなければならない。
- 4 不服審査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと不服審査委員会が判断した場合は、以降の不服申立てを受付けないことを併せて通知するものとする。
- 5 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 副学長、大学院の研究科長、大学の学部長、短期大学の科長のうち学長が指名した者1名
  - (2) 学長が指名した者4名
- 6 不服審査委員会の委員長は、第5項第1号の委員をもって充てる。
- 7 予備調査委員会及び調査専門委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 8 学長は、第3項の報告を受けたときは、速やかに当該認定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。  
(再審理)

**第 15 条** 学長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めるときは、研究者倫理委員会に対し、速やかに再審理を命ずるとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

2 研究者倫理委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、50日以内に第11条及び第12条の規定を準用して再調査並びに再審理及び認定を行わなければならない。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 研究者倫理委員会は、前項の認定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知し、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

4 申立者及び調査対象者は、第2項の認定の結果に対して不服申立てをすることはできない。

(裁定)

**第 16 条** 研究者倫理委員会は、第12条第1項（不服申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、第15条第2項）の認定が行われた場合に、不正行為の有無及び不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について裁定を行う。

2 学長は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、研究者倫理委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告

(2) 不正行為と認定された論文等の取下げを調査対象者へ勧告

(3) 研究資金提供機関、関連教育研究機関、関係省庁等への通知

(4) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知

(5) 特定不正行為の場合には、この事案に係る配分機関等及び関係省庁への報告

(6) その他不正行為の排除のために必要な措置

3 学長は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、不服審査委員会の氏名・所属・調査方法・手順を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

4 学長は、調査対象者が教員及び職員の場合には、調査対象者の懲戒処分について、就業規則に基づき、手続きするものとする。

- 5 学長は、調査対象者が学生の場合には、大学院研究科委員会又は教授会の議を経て、調査対象者の懲戒処分を行うものとする。

(調査対象者の保護)

**第 17 条** 学長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、研究者倫理委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

**第 18 条** 研究者倫理委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会は、第 10 条から第 15 条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

**第 19 条** 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

**第 20 条** 本学の役員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

**第 21 条** 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を調査の遂行上必要な範囲外に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

**第 22 条** 学長は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行った者について、研究者倫理委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、研究者倫理委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定に当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者（調査対象者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含む。）は、その認定について、不服申立てをすることができる。



- 4 学長は、前項の悪意に基づくものと認定された申立者から不服申立てがあった場合、申立者が所属する機関及び調査対象者に通知する。特定不正行為の場合には、加えて、この事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 5 第3項の不服申立てについては、不服審査委員会は、30日以内に第14条の規定を準用して再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。学長は、申立者、申立者が所属する機関及び調査対象者に通知する。特定不正行為の場合には、加えて、この事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 6 学長は、前項の再調査の結果、悪意に基づく申立てが行われたとの認定がなされた場合には、申立者の氏名・所属、悪意による申立てと認定した理由、不服調査委員会委員の氏名・所属・調査方法・手順等を公表する。
- 7 学長は、申立てが悪意に基づくものと認定された申立者が教員及び職員の場合には、申立者の懲戒処分について、就業規則に基づき、手続きするものとする。
- 8 学長は、申立てが悪意に基づくものと認定された申立者が学生の場合には、大学院研究科委員会又は教授会の議を経て、申立者の懲戒処分を行うものとする。
- 9 学長は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 10 学長は、同条第7項、第8項の手続きにて処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁にその措置を通知しなければならない。
- 11 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、当該調査対象者に研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給等の不利益な取扱いをしてはならない。

(是正措置等)

**第23条** 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

- 2 学長は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 学長は、第1項及び第2項に基づいて行った是正措置等の内容を該当する配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(事務)

**第24条** 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部において処理する。

(雑則)

**第25条** この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。